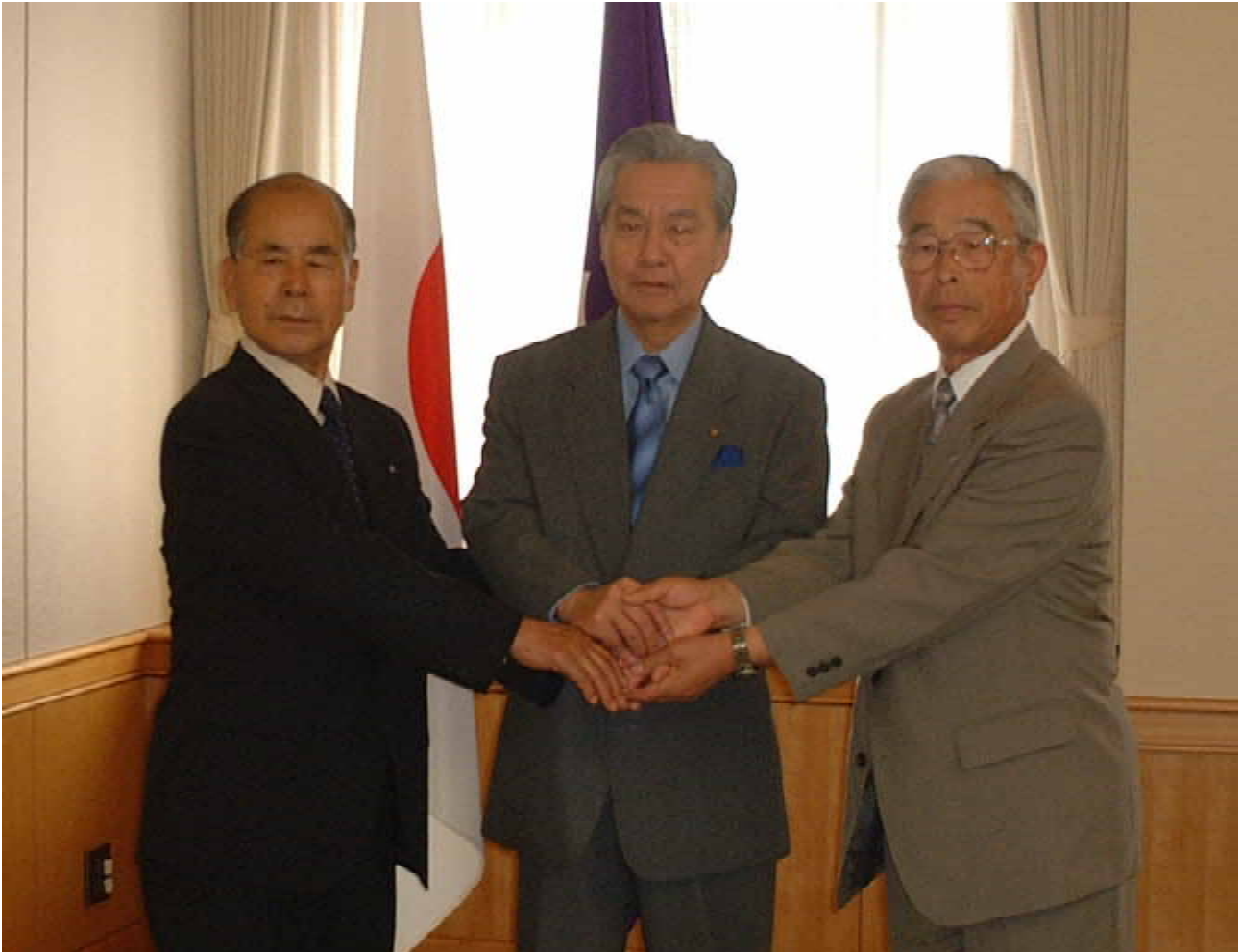


東村・吾妻町

合併協議会だより

編集発行 東村・吾妻町合併協議会 事務局 東村大字奥田39-1(東村役場内)
0279-59-3111 (内線261)



左より、唐澤東村長、小寺群馬県知事、一場吾妻町長

6月16日(木)群馬県知事から合併決定書が交付されました。

6月14日群馬県議会において、東吾妻町・高崎市・渋川市・富岡市・安中市の各地域の廃置分合議案が可決されました。

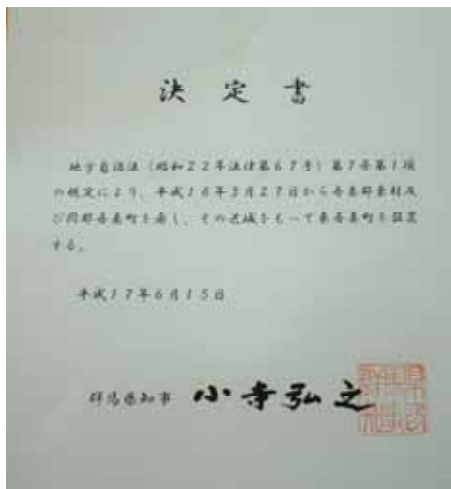
この議会議決を受け、県知事は平成17年6月15日付で合併を決定し、総務大臣に届け出ることとなります。

群馬県知事から 合併決定書が交付されました



平成17年6月16日(木)群馬県庁6階第1応接室において「廃置分合(合併)決定書交付式」が行われました。東村・吾妻町のほかに、群馬県内の合併申請を行っていた安中市・松井田町が出席し、群馬県知事から決定書が交付されました。この決定書の交付により平成18年3月27日の「東吾妻町」誕生に向け、群馬県での手続きは終了となります。

今後は、群馬県知事による総務大臣の届出を経て、7月上旬ごろには総務大臣による告示が行われる見込みです。



決定書記載内容

決定書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年3月27日から吾妻郡東村及び同郡吾妻町を廃し、その区域をもって東吾妻町を設置する。

平成17年6月15日

群馬県知事 小寺弘之

調印から合併までの流れ

(平成十八年三月二十七日)

東吾妻町の誕生



総務大臣の告示



総務大臣への届出



(済)

群馬県知事の決定



(済)

群馬県議会の議決



(済)

群馬県知事へ申請



(済)

両町村議会の議決



(済)

合併協定書の調印